

議案第29号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月26日 提出

旭市長 米本 弥一郎

記

1 事故の概要

令和5年5月18日旭市口の1549番1地先道路上で発生した市有自動車の追突による人身事故

2 損害賠償額

478万666円

3 相手方

旭市在住の者

4 和解の条件

市は、相手方に対し478万666円を支払う。

相手方は、損害賠償のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。